

(公印省略)
産 第30265-37号
令和4年5月12日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく 警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年5月11日（水）に開催しました、第84回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（5月14日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー主な要請内容ー

(1) ガイドライン警戒レベル
警戒レベル「2」：35市町村

(2) 外出・県外移動について
・3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
・県外への移動は、十分注意

(3) その他
・ホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断し、開催する場合は1テーブル4人以内を基本
・高齢者施設や病院等での面会はオンラインでの面会を検討するとともに、直接面会の場合も長時間とならないようにするなど十分注意

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（5月14日（土）以降）』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係
T E L：027-226-2420

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係
T E L：027-226-3326